

平成28年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成28年3月30日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 閉会時刻の決定
- 第 3 承認第 3号 議員の派遣について（平成28年度東京都町村議会議員講演会）
- 第 4 承認第 4号 議員の派遣について（平成28年度要望活動）
- 第 5 承認第 5号 議員の派遣について（小笠原親善訪問）
- 第 6 承認第 6号 議員の派遣について（平成28年度行政視察研修）
- 第 7 報告第 1号 専決処分事項の報告について（委託業者の学校給食用牛乳の供給不能により生じた損害に係る和解について）
- 第 8 議案第37号 平成27年度八丈町一般会計補正予算
- 第 9 議案第38号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第39号 平成27年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第11 議案第40号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第12 議案第41号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
- 第13 議案第42号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第14 議案第43号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第15 議案第44号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第16 議案第45号 八丈町辺地総合整備計画の策定について
- 第17 発委第 1号 八丈町議会航空運賃特別委員会の審査報告について
- 第18 発議第 1号 低廉な航空運賃と便数を確保するための決議
- 第19 発議第 2号 低廉な航空運賃と便数を確保するための意見書
- 第20 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1番 沖山恵子君

2番 浅沼憲春君

3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

欠席議員（1名）

11番	山口英治君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀨筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	菊池正勝君
税務課長	奥山勉君	主幹 (税務課)	川上明和君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	笹本重喜君
課長補佐 (福祉 健康課)	高野秀男君	課長補佐 (福祉 健康課)	田村久美君
建設課長	八洲進君	主幹 (建設課)	菊池良君
産業観光 課長	奥山拓君	主幹 (産業 観光課)	笹本博仁君
企業課長	沖山昇君	病院 事務長	和田一宏君
教育課長	福田高峰君	会計課長	浅沼清君
企画財政 課係主事	沖山晃君	住民課 医療年金 係長	土方七重君
住民化 課係主事	浅沼洋介君	企業課 経理係長	大澤知史君
企業課 水道係長	桜庭郁也君	病院 管理 係長	四谷清貴君

事務局職員出席者

事務局長 浅 沼 房 徳 君 書 記 高 橋 太 志 君

書 記 柳 田 拓 也 君 書 記 佐 治 涉 君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。よって、平成28年第一回八丈町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、3番、4番議員を指名いたします。

◎閉会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、閉会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第3号の上程、承認

◎承認第4号の上程、承認

◎承認第5号の上程、承認

◎承認第6号の上程、承認

○議長（土屋 博君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第3、承認第3号から日程第6、承認第6号の議員派遣承認については、一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を
求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前 9時01分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 9時07分）

○議長（土屋 博君） 事務局長から説明させます。

○議会事務局長（浅沼房徳君） それでは、日程第3、承認第3号 平成28年度東京都町村議
会議員講演会については、議員全員を派遣。

日程第4、承認第4号 平成28年度要望活動については、6番、山下 崇議員、8番、岩
崎由美議員と議長を含めて3名を派遣。

日程第5、承認第5号 小笠原親善訪問については、3番、小川 一議員、5番、山本忠
志議員の2名を派遣。

日程第6、承認第6号 平成28年度行政視察研修に係る議員の派遣については、研修視察
委員に一任することとしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 今のでよろしいですね。

緊急を要する議員の派遣については議長に一任し、定例会で報告を行うことにご異議ござ
いませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程
いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） おはようございます。

書類番号17をお願いいたします。本日用に新たに配付をさせていただいた、通知をさせて

いただいた書類です。

報告第1号 専決処分事項の報告について。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校給食用牛乳の供給不能により生じた損害について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年2月22日、八丈町長、山下奉也。

またページをお開きいただきたいと思います。

委託業者の学校給食用牛乳の供給不能により生じた損害に係る和解について。

委託業者の学校給食用牛乳の供給不能により生じた損害について、下記のとおり和解した。

記。1、本件の概要。株式会社楽農アイランドは、本町の学校給食用牛乳の供給に関し、平成25年度途中より供給不能となり、本町に損害を与えた。

2、和解の相手方。東京都八丈島八丈町大賀郷1536番地、株式会社楽農アイランド、代表取締役、小宮山 建。

3、和解の要旨ということで、和解の要旨についてはご説明をしたいと思います。

平成25年度の当初の段階で、楽農アイランドさんからの牛乳の供給が不能になったということで、その後、市販の牛乳を購入しなければいけなくなりました。

当時、楽農アイランドさん、間に学校給食会という会が入っての契約ではありますがけれども、小・中学校に1人200ミリリットルのパックの牛乳を48.03円で購入をしておりました。途中で、そういった供給不能ということで市販の牛乳を買わざるを得なくなったというときに、学校給食会としては年度の当初からの契約でやっていますので、途中で価格の安価な形での契約ができないということで、いわゆる市販の牛乳ですので、1本69.72円という価格で購入をせざるを得ませんでした。ということは、1本につき21.69円の差額が生じた。町からの負担増が生じたということになります。

市販の牛乳を買った25年度の実績が10万6,521本ということでしたので、21.69円という差額に10万6,521本の実績を掛けると、231万440円というのが我々八丈町として負担増になった金額になります。

この件に関して、やはり負担増というのは損害というところで相手方とのお話を進めるといふときに、間に顧問弁護士の先生を入れましたので、そのときの顧問弁護士のお金、31万5,000円という費用がかかっています。

ですので、この両方を合わせた金額が、和解の要旨のところの1号に書いてあります262万5,440円という数字になります。これを我々からの損害ということでの話し合いを進めさせていただいて、相手が支払う義務があるということをお認めいただいたというのが要旨の1号になります。

その後、いろいろな交渉の結果、先方のいろいろな財産関係等の調べもしましたし、今の財産の状況からいって、100万円という金額を一括払いでどうだろうという話が出てきましたので、我々としては、その100万円ということで今回のお話の和解にしたほうがいいたろうという、弁護士の先生とのいろいろなお話の中で結論を導きました。

というのも、これを拒否して訴訟、裁判、そういったものに移行したとしても、当然この262万5,440円を回収する見込みがもう立たないというところでしたので、今回においては100万円で和解というところに至っております。

ということで、この100万円をこの3月31日までに入金いただくということでの和解をすることで、今回のこの件に関しては一切今後何も生じないようにするというのが、この要旨の全体的な意味になっております。

なお、きょう後ほどの補正予算で100万円の補正予算を上げますけれども、既に入金は3月中旬にされているということをお我々は確認しましたので、あわせてご報告をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてを終了いたします。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第37号 平成27年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 書類番号18をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第37号 平成27年度八丈町一般会計補正予算。

平成27年度の八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課主幹（菊池正勝君） じゃ、省略でよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,665万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,464万6,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課主幹（菊池正勝君） はい。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。3件の追加でございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業187万6,000円は、27年度発行に係る負担金の国の請求がおくれ、28年度になるため、繰り越すものでございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、中之郷排水路災害復旧事業74万4,000円、中之郷未認定道路災害復旧事業69万7,000円は、3月中旬の雨によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1、町税57万4,000円の増。1、町民税138万1,000円の増。個人の滞納繰越分の増でございます。

2、固定資産税99万3,000円の増。こちらも滞納繰越分の増でございます。

4、町たばこ税180万円の減。売り渡し本数の減でございます。

6、地方消費税交付金4,321万5,000円の増のうち、社会保障財源分の増は2,058万5,000円の増となっております。

9、地方交付税355万円の増。こちらは普通交付税の調整額の復活でございます。

11、分担金及び負担金95万5,000円の増。負担金95万5,000円の増。こちらは児童措置費負

担金、保育料の収入増でございます。

次のページをお願いいたします。

12、使用料及び手数料273万8,000円の減。使用料207万8,000円の減。こちらにつきましては、実績によります温泉使用料の減が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

2、手数料66万円の減。こちらは清掃手数料、海岸漂着物の処理手数料の実績による減でございます。

13、国庫支出金935万4,000円の増。1、国庫負担金324万1,000円の増。こちらは、障害者扶助費の増によります自立支援給付事業費負担金等の増でございます。

2、国庫補助金611万3,000円の増。こちらにつきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の追加交付等の増、次のページの青年就農給付金の支払い年度変更による減等でございます。

11ページでございます。

14、都支出金2億9,734万4,000円の増。1、都負担金44万2,000円の増。こちらにつきましても、国の負担金と同様に、障害者扶助費の増による都負担金の増等となっております。

次のページをお願いします。

2、都補助金2億9,714万4,000円の増。各事業の実績による増減でございますけれども、大きいものとしたしまして、総務費都補助金の市町村総合交付金の増がございます。本年度の総額は27年度より2,000万円増の13億60万6,000円となっております。その他、負担金と同様、障害包括補助事業補助金も増額となっております。

次の13ページをお願いいたします。

3、委託金24万2,000円の減。各事業の実績による減でございます。

15、財産収入4万1,000円の減。2、財産売払収入4万1,000円の減。こちらは物品売払収入の減でございます。

16、寄附金1,000円の減。こちらは、ふるさと納税科目設定分の減でございます。

次のページをお願いいたします。

17、繰入金1億8,082万4,000円の減。1、基金繰入金1億8,600万円の減。財政調整基金を1,400万円、産業振興基金を4,100万円、公共施設整備基金を1億3,100万円繰り戻すものでございます。これによりまして、産業振興基金、公共施設整備基金については、本年度の繰り入れは0となっております。

2、特別会計繰入金217万6,000円の増。後期高齢者医療特別会計繰入金の増でございます。

19、諸収入173万2,000円の減。4、雑入173万2,000円の減。こちらは、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金の事業費の減による減でございます。

以上、歳入合計、補正前の額74億1,799万円、補正額1億6,665万6,000円、合計75億8,464万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出に移ります。こちらは、ほとんど事業費の不用額の減となっております。

1、議会費26万3,000円の減。管外旅費の減でございます。

2、総務費1,236万7,000円の減。1、総務管理費932万1,000円の減。各科目、不用額の減でございます。

17ページをお願いいたします。

2、企画費95万5,000円の減。こちらについても不用額の減でございます。

3、徴税費170万5,000円の減。こちら、超過勤務手当不用額の減でございます。

4、戸籍住民基本台帳費21万7,000円の減。こちらも不用額の減でございます。

5、選挙費7万4,000円の減。こちらも不用額の減額でございます。

6、統計調査費3万2,000円の減。こちらも不用額でございます。

次のページをお願いいたします。

7、監査委員費6万3,000円の減。こちらも不用額でございます。

3、民生費1億211万7,000円の増。1、社会福祉費1億644万7,000円の増。こちらにつきましては、社会福祉総務費繰出金、国保会計繰出金、赤字分の繰り出しを1億円増額するものでございます。これによりまして、今のところ、27年度の決算見込みで繰り上げ充用となる累積赤字は2億円を切る見込みとしています。

また、次のページの老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金、一般旅客自動車運送事業会計繰出金、この一般旅客自動車運送事業会計繰出金につきましては、町のシルバーパスに関する負担金の増でございます。

また、障害者福祉費、こちらは障害者のグループホーム等支援の扶助費等が大きく増額となっております。

次のページをお願いいたします。20ページでございます。

2、児童福祉費398万円の減。こちらについても不用額の減でございます。

3、災害救助費35万円の減。こちらも不用額の減額でございます。

4、衛生費 1 億1,085万6,000円の増。1、保健衛生費 1 億2,114万円の増。こちらにつきましては、次のページ、島外医療機関通院交通費の補助金の増、また、病院事業会計繰出金、こちらは赤字繰り出しを 1 億2,000万円増額いたしております。

また、次の22ページ、環境衛生費、水道事業会計繰出金、赤字補填繰り出しとして1,000万円増額としております。

次のページをお願いいたします。23ページでございます。

清掃費1,028万4,000円の減。減額補正でございますけれども、じん芥処理費、委託料につきましては廃棄物運搬処理委託料、伐採木等処理委託料につきましては、処理実績により増額となっております。

次のページをお願いいたします。24ページでございます。

5、労働費21万円の減。こちらも不用額の減額でございます。

6、農林水産業費1,662万4,000円の減。1、農林業費644万9,000円の減。こちらにつきましても不用額の減額でございます。

26ページをお願いします。

水産業費 3 万8,000円の減。こちらも不用額の減額でございます。

3、振興費1,013万7,000円の減。こちらは次のページ、後継者対策費、青年就農交付金、支払年度の変更によりまして750万円減額となっております。その他は不用額でございます。

7、商工費502万円の減。こちらは、次のページ、28ページの観光費委託料は、ポットホール調査委託料につきまして200万円の減額となっております。

8、土木費348万6,000円の減。1、道路橋梁費258万6,000円の減。こちらも不用額でございます。

3、都市計画費が財源更正でございます。

4、住宅費90万円の減。こちらも不用額の減額でございます。

9、消防費858万9,000円の減。こちらにつきましては、次のページ、消防団員報酬等、人員の不足によります減額となっております。

31ページをお願いいたします。

10、教育費1,221万2,000円の減。1、教育総務費 7 万6,000円の減。こちらも不用額でございます。

2、小学校費310万5,000円の減。こちらも不用額の減額でございます。

次の32ページをお願いいたします。

3、中学校費365万1,000円の減。こちらにつきましても不用額の減額でございます。

4、学校給食費66万5,000円の減。こちらも不用額でございます。

5、社会教育費412万3,000円の減。こちらも不用額等の減額でございます。

35ページをお願いいたします。

保健体育費59万2,000円の減。こちらも不用額の減額でございます。

11、災害復旧費143万7,000円の増。1、公共土木施設災害復旧費144万1,000円の増。3、農林水産業施設災害復旧費4,000円の減。道路橋梁災害復旧費につきましては、3月中旬の雨による災害復旧費、こちらは繰越明許費を設定しております。農林水産業施設災害復旧費につきましては、不用額の減額でございます。

12、公債費、財源更正でございます。

13、諸支出金1,200万円の増。1、特別会計繰出金1,200万円の増。こちらは一般旅客自動車運送事業会計への赤字繰り出しの追加でございます。

次のページをお願いいたします。

14、予備費98万3,000円の減。

以上、歳出合計、補正前の額74億1,799万円、補正額1億6,665万6,000円、合計75億8,464万6,000円でございます。

また、この補正のほか、税連動交付金、特別交付税等、金額が確定できなかったものがございます。これらについては専決処分ということで、よろしくをお願いいたします。

また、増額補正となる予定ですので、財政調整基金への繰り戻し、残る部分がありましたら基金への積み立てということでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

お諮りします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、質疑に入る前に申し上げます。発言者は、予算書のページ番号等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算の歳入8ページから14ページまでの質疑をお受けいたします。8ページから14ページの歳入のみ。

10番。

○10番（奥山博文君） 11ページ、農林水産業の国庫補助金で青年就農給付金750万。これ、支払い年度の変更という説明が歳出のほうであったんだけど、中身というか、なぜ支払い年度が変更になるのか。それで、来年度またいで、この分が来年度の予算に丸々入っているのかどうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 今回の減額補正につきましては、平成26年度、国の緊急経済対策ということで、26年度に2カ年分を支給いたしました。これは昨年3月の定例議会のほうで補正を組みまして、前倒しという形で26年度に2カ年分を支払ったという経過がございます。

今年度においても同様に、こちらといたしましては27年度に支給するという考えていたんですけども、今年度の給付金に対しては新規分のみで、今までは継続支給者ということで支給してまいりました。ということが見送られたということで、今回減額補正になったということがございます。

また、このことにより、今、議員がおっしゃられたように、支給者への不利益にならないように、平成28年度におきましては早目の手続で、年度明け早々に対応していきたいと考えてございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これ、支給するというのは決まっているんだよね。その相手がどうのこうのじゃなくて、もう来年度の予算には計上されているということだよ、年度が変更ということは。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） そういうことで、平成28年度の予算に計上してございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、支出のところでお伺いしようと思ったんですけども……。

○議長（土屋 博君） 何ページですか。

○1番（沖山恵子君） 今の11ページ、関連でお願いします。

青年就農給付金ということで、後継者の方が最初のうちはなかなか収益を上げられないので、それを補助しようという意味での交付金かなと思ったんですけども、継続の方にいた

だけなくなるということは、その方の就農とかは大丈夫なんですか。その分は、町が補填してさしあげたりするのでしょうか。教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） ただいまご説明したように、昨年度に2カ年分を支給してございます。26年度に2カ年分支給ということなので、今年度は支給しなくても2カ年分支給しているということです。

それで、不利益をこうむらないように、新年度におきましては早々な事務手続で、支給を早めて対応していきたいということを考えてございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 制度が変わって、継続者に支給できたのがことしは支給できなくなって、新規だけの方が大丈夫になったとさっきおっしゃったと思うんですけども、それはどうなんですか。どう絡むんですか、この話に。

○議長（土屋 博君） もっと丁寧に。産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 今年度においては、新規の申請者は受け付ける。継続者においては、昨年度に2カ年で前倒しをして支出いたしておりますので、継続者は2カ年分をいただいているので、前倒しというのか、27年度分は26年度にもらっているということです。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 10ページの一番下の欄に、地方活性化で1,400万の交付金が来るわけですね。これは、平成26年度の例の国の4,300億円の補正予算で組まれている、その事業ですよ。それについて、また27年度も1,400万追加されたということになるわけですか。そうすると、これは地方創生の先行型のほうの事業についてつけられた予算ということになるわけですね。

じゃ、この前の総合戦略関連分の事業が出ましたが、その事業メニューに、この1,400万というのは当て込むというふうに考えていいわけですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） こちらにつきましては、26年度の補正予算に計上されているものでございまして、26年度に消費喚起のプレミアム商品券とかの残り1,400万円ぐらいを繰り越して、26年度予算を繰り越して27年度に執行しているわけでございますけれども、それでも全国の市町村に、まだ国の予算のほうに余裕があるということでございまして、こちらは、ことしの当初予算でついた事業につきまして追加で申請して認められたものでござ

います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それでは、この前一般質問で、地方創生関連で今まで幾ら交付税が来ているのかと尋ねただけけれども、そのとき2,500万という答弁がありましたよね。そちらの2,500万に、またさらに今回この1,400万が追加されるということになりますよね。

そこらあたりを、この前ちょっと書きとめていなかったもので、今まで地方創生についてついた交付金を、そんなに種類はないと思うから、それを項目別にちょっと金額を教えてくださいか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） それではまず、今、睦男議員がおっしゃったように、先日の議会で、地方創生の26年度の補正予算の交付金につきましては約2,500万円ほど来ているということでございます。それに今回1,400万円が追加されるものでございます。

内訳といたしましては、プレミアム商品券につきましては1,100万円ほど、残りにつきましては総合戦略を策定する事業に、これはまだ決算で減額にはなりませんけれども、申請額でございますけれども1,000万円。あと、介護保険初任者研修事業に250万円、スポーツ合宿誘致事業に50万円、文化団体合宿支援事業に48万6,000円、特産物販路拡大事業に82万4,000円。

これが今回補正に出した、これからが新規のものになりますけれども、防災パンフレット作成事業、こちらは今年度策定したものでございますけれども270万円。観光誘致のための情報発信事業、こちらにつきましてはMXテレビの番組制作に係る負担金でございますけれども、それに230万円。あと、観光イベントによる観光振興地域活性化事業、こちらにつきましてはフリージアの花の作付、掘り取り及び、ちょっと少なかったんですけれども、各家庭にフリージア球根を配付していると思っておりますけれども、その配付の球根代として合計で907万7,000円。以上で約2,900万円の申請をしております。

これについて、総合戦略とか介護職員初任者研修事業につきましては、実績で減額になっておりますので減額になりますけれども、ほぼその事業費に対して全額は充当しております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） あと、ちょっとわからないところがあるので。

そうすると、この前出した総合戦略の事業があります、1億1,000万ね。これの支出に当て込むものは、ここからは出されていないということ。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） この間、一覧で出したものにつきましては、28年度の予算等を抜き出しているものだと思います。こちらにつきましては、27年度までの事業について充当するものでございますので、そちらの事業には充当していないということでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、今回発生した歳入の1,400万というのは、つまり27年度の事業に後づけで全部当て込むということができるわけね。したわけね、そういうふうに。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） そうでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、いわゆる地方創生、何でもかんでもこれは地方創生だと言えば、その理屈は通るんだろうけれども、もともとそういう総合戦略とかワーキンググループで考えてきたものでなくても、全てそういう一般化して、それに充当してしまっているということになるわけなんだけれども、それは可能だということであるというふうにやっているんだろうけれども、何かちょっとそこらあたりが矛盾を感じますが。課長、そういう点で、そう思いませんか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 睦男議員のご質問でございますけれども、主幹が申した事業につきましても、一部につきましては総合戦略も載せてございます。そういったことで、総合戦略に掲げながら予算を執行しているということ。

ただ、プレミアム商品券とかにつきましてはこの総合戦略に載っていない。そういう事業もございませぬけれども、一応基本的には総合戦略に載せている事業ということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） わかりました。

○議長（土屋 博君） いいですか。

ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 14ページの雑入についてお伺いします。

リサイクルの助成金ですとか、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金ですとかが減額になっていきますけれども、これはお金が余ったということなのか。特に、多摩・島しょわがま

ち活性化事業助成金というのはやらなかったのか。その辺をお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 私のほうから、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金の関係についてお答えします。

この事業は、ポットホールのギネス申請の関係でございまして、当初700を超えるポットホールということで申請しましたけれども、報告書が上がってきまして、ほかにもそのような場所があるということで残念ながら認定されなかったということで、この助成金を返還するものでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 自動車リサイクル等の出捐金につきましては、実績に基づいて、例えば海上運搬費の8割をその財団法人からいただく等の実績に基づいて減額するというところでございます。

○議長（土屋 博君） これ、全部させますか。

（「質問があるだけだから」の声あり）

○議長（土屋 博君） 今のはいいですか、1番。

1番。

○1番（沖山恵子君） リサイクルに関しては、余ったから、実績に基づき残ったのでということで、わかりました。

○議長（土屋 博君） 3月の時期には不用額を出すわけだから。いいですか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出15ページ、議会費から23ページ、衛生費までをお受けいたします。15ページから23ページ。

1番。

○1番（沖山恵子君） わかりやすいところで23ページ、原材料費のタイヤ代56万2,000円と、全体的に見てあっちこちに原材料費、タイヤ代とやたら出てくるんですけれども、減額補正が。町役場は、一体どれだけタイヤを交換する予定で予算を組んでいるのかなと思うんですけれども、これはタイヤ代で合っているのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 総額につきましてはちょっと集計しようがないので、今すぐには答えられないんですけども、こちらにつきましては一応当初予算で、各課が管理している自動車について必要な金額を計上しているというふうに思っております。

今回につきましては、バキュームカー関係です。それで、予想よりも走行距離につきましてまだ余裕があるということで、タイヤの交換を見送ったということでございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

疑問の人は手を挙げてください、疑問だったら、いいですか。

6番。

○6番（山下 崇君） すみません、またここで前にも聞いているんですけども、23ページです。伐採木処理委託料がまた300万近く増額になっていきますけれども、この間も言ったように、これはどこまでやるんだよという話をしたんですけども、総額、ことし幾らかけたんでしょうか。中之郷の委託料もついでに教えてください。中之郷の賃金なども。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 伐採木処理業務につきましては、当初で850万、予算を組んでいただきまして、12月補正で300万、それに基づいて増額いたしました。また、12月補正後、今回290万ほど伐採木、実績に基づいて処理委託料を増額するというところでございます。

どこまでということで質問でございますが、当初予算のときにも申し上げたように、中之郷埋立処分場におきまして伐採木処理事業を、八丈建機さんとは別に町独自でやっている最中で、試行を行っている最中でございます。これをできるだけ大規模に実証実験をした結果、進めていければなと思っています。それによりまして、伐採木の処理自体の委託料は、勘案して減少するのではないかというふうに思っております。

あと、中之郷の賃金ですか。

（山下（崇）議員「賃金というか、今、処理をやっていますよね、ユンボで。それ、どれぐらいかかっているのか」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 委託料ではなくて、ユンボを動かすというか破碎機を動かすということで、特殊作業員の賃金の単価を上げて対応させていただいております。ちなみに、26年度で中之郷処分場、全体で賃金は379万8,000円となっております。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） そうやって見ると、いかに、こっちは八形山でやっているのにお金がかかっているかということがわかると思うんですよ。

利用者の利便性云々もありますけれども、ただで処理してあげているわけですよ、住民に対しては。ですから、なるべくお金がかからないような方向で、中之郷まで走るのが嫌とか、そういう問題じゃないと思いますので、伐採木のほうはかかり過ぎだと思うので、ぜひ減額するように努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。答弁させますか。

（山下（崇）議員「要望でいいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） 要望だそうですから。

7番。

○7番（菊池睦男君） 今の質問と関連してなんですが、町はそういうふうにして、伐採木に対して処理費として予算を組んでいるわけですよ。これを粉碎して堆肥化して、それを販売しているわけなんだけれども、それというのは認められるというか、可能な話ですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、業者さんがやっているのは別でして、八丈町が今やっている中之郷埋立処分場の堆肥化につきましては、販売するとしたら肥料法というような農水省の許可が必要になります。成分分析等を考えると、その費用に比してどうなのかなというところが、今、課内で検討している最中です。

そうしますと、もし肥料として売らないとなると、自家消費ということになりますので、八丈町の各施設で肥料として利用するということになります。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 八丈町はいいんだけれども、業者さんのほうです。業者さんのほうに町が税金で処理してもらっているわけですよ。それをさらに今度は二次加工というのか、最終製品に仕上げ販売するということは、それはやっていい話なんですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 私どもは、あくまでも伐採木を処理するということのでございます。その二次産物についての販売等について町が云々というようなのは、当初の取り決めがなくスタートしているということでご理解願います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃ、そういうことで、処理したものを商品化して換金化するわけですよ、受けた業者が。そうすると、当然そちらのほうは利益が出るからやっている話になるわけなんだけれども、だから、そのところが本当にそれができるのかという問題。

あと、それだけ利益が発生するということであるならば、やっぱりその分だけを安くしてくれよとか、そういうような交渉だってできる話じゃないんだろうかというふうに思うんだけど、何かその処理業者の言われるままに、伐採の費用が予算化されていていっているやに見えるわけなんだけれども、そこらあたりが釈然としないんですが、それは一点の曇りもない事業として受け取っていいですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 業者さんのその販売額については、私どもも当初だけは確認しました。ただし、2年度以降余り芳しくないということで実情をお聞きしております。それほどの過大な利益が出ているとは、到底思えないということでございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 今の伐採木処理に関連してなんですけれども、木だったら単純に燃やせばいいんじゃないかと思ってしまうんですが、例えば崇議員のところだとまきストーブで冬の暖房は賄っていますというふうにお聞きしたりするんですが、これだけたくさんまきがあるのでしたら、どこかのそういう施設に、木を燃やして熱をとるようなことを考えて、八丈ではこんなふうにやっていますよということでまた人を呼ぶとか、例えば、この庁舎にしても、前回電気代が1,000万以上かかっていますよ、大きなものは冷暖房費ですというふうに聞いたんですけれども、全部とは言わないまでも、どこかの部屋でちょっと試してみるとか、そのような、何かもう少し素直な有効利用、堆肥化するかチップ化するかというよりも、そのようなことは考えられないのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 以前、9番議員からも同様の質問をいただいて、もう以前から回答してございますが、八丈島の伐採木については水分含有量が多いということで検査報告を受けています。そうしますと、それをまきストーブ用にするといいましても、乾燥する施設をつくらないといけないということで、中之郷埋立処分場ではまきボイラー用として再利用するのではなく、肥料化のほうを選んだという経緯がございますので、町で技術が発展して、多少含有量が高い、まきとしてでも熱効率がいいというような選択の方法があるのでしたら、そういう方向転換もできるのですが、今のところはその設備を打つよりは肥料として再利用したほうがいいということで、肥料のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 私のうちは、お風呂をまきで燃やしているんです。1年ぐらい、木を

切ったらほどほどの長さにして、置いておくと乾燥するんです。わざわざどこかに施設をつくって乾燥させなくても、町有地はたくさんあると思いますし、お金をかけなくても乾燥ぐらいはできるんじゃないのかなと思うんですけれども、そんなに大変なことですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） それが、リサイクルヤードという名目で、そちらのほうから住民の方がまき風呂を使う方はとっていいですよということになっております。八丈建機さんがやっているのは、そこで住民の方が再利用に供せなかったようなものを、最終的に処理してくださいということになっております。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） すみません、僕もさんざんこれ、もう一回蒸し返して申しわけないんですけれども、一般質問でも大分してきたと思うんですけれども。

前回のときには水分量が多くて、木質バイオマスには向かないよというような話だったんですけれども、実際、じゃ島の木を使って炭を焼いている人もいれば、風呂に使う、ストーブに使うという人は普通にいるわけなんです。だから、特段向かないという話ではないと思うんですよね。ましてや、ほとんどが広葉樹なので、クレオソートも少なく、まきとしては非常に良質なんですけれども、そういうものを、時期もあるんですよ。切る時期にもよって水分量が違います。僕らも水分量はメーターではかって使っていますから、いつの時期ではかったのかによって全然違うんです。夏場は多いですし、冬場は少ないです。そういうのもあるので、選択肢としてはこの木質バイオマスというのは外さないでいただきたいんです。

まきを製造する機械というのは、フルオートのもの、玉切りからまきに割るものでも400万ぐらいで買えます。この間買ったユンボよりよっぽど安いですよ。そういうのもひとつ考えてください。

木質バイオマスのボイラーというのは、1日1回投入すれば家1軒分賄えるようなものも出ておりますので、資料も前に出したことがあると思うんですけれども、もう一度そこも、例えば温室の暖房なんかにも使えますので、産業観光課のほうとも相談してやってもらったほうが、住民サービスという意味でも向上しますし、今のようなこんな金額をかけなくても済むようになると思いますから、その辺は排除しないようお願いしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

（山下（崇）議員「いや、答えてください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 選択肢として全くないということではございませんので、そのようなことも当然、選択肢として含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） 衛生費までの質疑を終結いたします。

続いて、24ページ、労働費から36ページの予備費まで、質疑をお受けいたします。
9番。

○9番（奥山幸子君） 28ページの観光費のところの、ポットホールの調査委託料というところですか。これは認定されなかったということで、残念な結果ですけれども、観光スポットとして重要だということは変わらないと思うんですよね。それで、あそこに駐車場を整備してほしいという声があるんですが、そういう計画はありますか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 計画自体は今のところないんですけれども、ちょっと土地の関係とかその辺を、調査をまずしてみたいというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 観光スポット、いろいろありますけれども、やはり自然志向というのが強まっている中で、あそこを整備するというのはすごく大事だと思うんですよね。ぜひ計画を具体的に進めていただきたいと思います。要望で結構ですので、お願いいたします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 30ページの消防費のところについてお伺いします。

工事請負費が325万減ってしまっていて、貯水槽のタンクほかと書いてあるんですけれども、これは工事費が安くなったのか、1つ減らしたのか、その辺を教えてください。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 契約差金とか、そういった形で計上しております。安くなったという形です。

○議長（土屋 博君） いいですか。

1番。

○1番（沖山恵子君） 31ページ、学校管理費、14番の使用料及び賃借料で、行事用バスの借上料ほかというところが、12月には予算が増えてしまっていて、3月で下がっているんですね。その下の18番備品購入費は、12月に予算が増えてしまっていて、3月の上旬には増えてしまっていて、3月下旬で下がっているんです。

この短い間に上がったたり下がったりというのは、どうしてこういうことになるのかなというところを教えてくださいたいのですが、今回、一般会計予算全体を通して見て、各課ともいろんなところにそういうのがありまして、よくあるのが備品購入費とか需用費とか、そういうのが3月上旬に予算を上げておいて下旬に下げるとかいうところも見かけられるんですけども、これは款項目節のもっと下の部分なので、その下の部分でやりくりをして、ここまで上げないで済ますことはできないのかなということも含めまして、教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この使用料と備品購入費につきましては、学校全体につきまして、小学校、中学校とも各学校に配当予算ということで、学校にそれぞれ予算を配当しています。その中で、学校が9月、12月、3月と、それぞれ予算の組み替えをしてくるので、それに基づいて出し入れというか、各学校ごとのものをまとめてやるために、一応こういった現象が起こってくるということで、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） じゃ、教育の、この学校管理費についてはわかりました。

そのほかの課のところでは、需用費の下の部分で、多分この下にも5つ、6つあって、その中の入れかえで上がったたり下がったりしていると思うんですけども、それはここに上げないとできないものなのか、課の中でやりくりをできるものなのかを教えてください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 今おっしゃったことは、私もそのとおりにやっていただきたいというふうには考えていますけれども、実際のところ、増額して、その後購入して差金とか、予算については一応実際にまだ契約前の金額になりますので、差金というのが出てきてしまいます。

それなので、増額したところが減額になるという可能性はまだ残っているというところがありますけれども、今後は各課に、そういうことも考えて各節の中でやりくりができないかということを徹底していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 同じページの31ページになると思うんですけども、教育費です。

町長は来年度から給付型奨学金ということで、すばらしい画期的な取り組みだと思うんですが、何せ離島の保護者は、島外に住むとなると住居費と生活費が必要なわけですね。奨学金だけではとても足りないということで、その辺の支援がもっと必要じゃないかなと思っ

ているんですけれども、その中で、今、東京都が支援している社協を通しての支援があるんですが、それが両方、奨学金と一緒に利用できるかどうかというのを伺ったところ、課長のお答えではできるといったことだったんですけれども、これまで宣伝というか、広報活動を保護者の方にしていたのか、してこなかったのか。どうですか、その辺は。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 町で行っている奨学金ということによろしいでしょうか。

それにつきましては、毎年広報に載せたり、あるいはパンフレットをつくって配布したりして周知のほうはしてございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） そうではなくて、社協の支援金を両方使えるかどうかということを宣伝していたかどうかです。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） すみません。その点につきましては、これまでは周知はしてきておりませんでした。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 実際、保護者の方の中には両方、町でもらっているというのは触れないうで社協のをもらっているという方は何人かいらっしゃるんですよ、実際には。だから、それが違法でないとか、両方使えるということであれば、本当に皆さん、困っている方が多いので、ぜひ広報活動を進めていただきたいと思います。どうされるか。

○議長（土屋 博君） もう一度、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 社協の行っている奨学資金のうち、初年度に納付する入学金等につきましては、今現在、社協の本部のほうで確認をしているところなんですけど、恐らく町のほうと併給できるだろうということなので、それにつきましては今後、町のほうで奨学金を給付型もあわせて募集する際に、周知のほうをしていきたいと思っております。

（奥山（幸）議員「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 今のに関連して、元社協職員としてご説明します。

社協が貸しているお金には、チャレンジと生活福祉資金と2つありまして、チャレンジは誰でも借りられます。町をやっている、ほかのところで借りていても、誰でも借りられます。これは所得制限があります。

あともう一つ、生活福祉資金というので、入学金を貸してくれるというのと、毎月幾ら幾ら貸してくれるというのと2種類あるんですね。入学金を貸してくれるというのは、今、課長がおっしゃったように社協と町と併用できると思いますが、毎月例えば3万5,000円貸してくれるとか毎月4万5,000円貸してくれるというのは、多分併用できないようなシステムだったんじゃないかなと思います。

(菊池議員「議員は説明じゃなくて質問してください。こう思うんですがどうですかと聞かなくちゃ」の声あり)

○1番(沖山恵子君) じゃ、ついでに1個、質問にします。

現在、町の奨学金を借りて、八丈に帰ってきて仕事をしていらっしゃるか、今まで医療系でしたよね、奨学金は。今回から給付になりますけれども、帰ってきていらっしゃる方はいらっしゃるんですか。

○議長(土屋 博君) 教育課長。

○教育課長(福田高峰君) 医療系の奨学金につきましては給付型ということで、それは帰ってこなくてはいけないということなんです、今現在受給されている方で、その方についてはまだ島のほうには戻ってきていないということで、それ以外の貸し付け型については15名ほど貸しておりますけれども、それについては帰ってくるという条件がついておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長(土屋 博君) いいですか。不満でしたら……。いいですか。

5番。

○5番(山本忠志君) 33ページ、一番上の高度へき地学校生徒修学旅行補助金の件ですけれども、202万円の減額補正ということなんです、たしか修学旅行の補助金は、中学生1人当たりの補助額およそ5万円内外だったと思うんですが、これで割り算するとおよそ40名分の減額補正。中学3年生対象ですと全部で六、七十名ぐらいじゃないかなと思うんですが、その中でこの減額というのはちょっと多いなと思って、何か事情があったら教えていただけないかなと思ひまして。

○議長(土屋 博君) 教育課長。

○教育課長(福田高峰君) こちらのほうは、高度へき地学校生徒修学旅行補助金ほかということで、修学旅行につきましては74名で計上していたものが実質48名ということで、マイナス26名ということで、マイナス128万。それ以外に、中体連の参加費の分が120人で組んでいたものが117人ということで、マイナス18万7,000円。それから文化活動、こちらは30人で組

んでいたものが6人ということで、マイナス54万2,000円で、合計で200万ということですのでよろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） これは節だから、もっと2行ぐらいいに書けばいいんだよ、そうであれば。節の適用だから。そういうことで、ご理解をお願いします。

○5番（山本忠志君） わかりました。

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 一番最後なんですけれども、35ページ、特別会計繰出金でバス会計のほうへ1,200万。これで、特別会計への繰出金が合計で6,200万になるわけなんですけれども、もう相当企業のほうへ繰り出しているわけなんですけれども、企業も本当に大変ではあると思うんですけれども、この6,200万のトータルの内訳をちょっと教えていただけますか、バスと病院と水道と。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） まず、バスのほうにつきましては1,200万円増加ということで6,200万円。こちらについては、全額赤字補填でございます。

そして、病院につきましては、今回約1億2,000万円ほど繰り出しておりますので、約3億7,000万円です。

水道につきましては、今回1,000万円増額になっておりますので、約2,600万円弱繰り出しております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 一般会計から特別会計への相当額の繰り出しですけれども、一般会計もそんなに楽じゃないと思うんですよ。もちろん企業のほうに対してもお金は出していかなければ、企業会計のほう成り立たないと思うんですけれども、企業のほうも本当に努力していただきたいなど、この予算面では。一般会計もこれから大変厳しくなるので、何かの努力が絶対必要だと思うんです。ぜひとも、そこら辺を努力していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

○10番（奥山博文君） はい。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第8、議案第37号 平成27年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

休憩したいと思います。10時35分まで休憩いたします。

(午前10時18分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時35分)

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第9、議案第38号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐(高野秀男君) それでは、書類番号19をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第38号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ787万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,267万6,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課課長補佐(高野秀男君) はい。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いします。

まず、歳入のほうです。

1の保険料の補正につきましては、60万8,000円増の1億8,737万4,000円です。前年度との比較で、現年度分につきましては、今年度保険料の改定がございました。その関係で4,450万円の収入増を見込んでおります。

4の国庫支出金、5、支払基金交付金、6の都支出金につきましては、それぞれの負担金、補助金の確定による補正になります。

その中で、4の国庫支出金の介護保険事業費補助金の120万円につきましては、今年度実施しました介護保険システム改修費の補助金になります。

8の繰入金につきましては、それぞれの科目に係る歳出予算の減による補正になります。

以上、歳入合計、補正前の額10億4,054万6,000円、補正額787万円の減、合計10億3,267万6,000円です。

8ページをお願いします。

続きまして、歳出のほうです。

1の総務費につきましては134万4,000円を減額し、補正後の額は2,954万6,000円になります。介護認定審査会等に要する費用の減額による補正になります。

9ページに移りまして、2の保険給付費です。

今月支払い時点での今年度給付見込みから392万3,000円を減額し、補正後の額は9億4,450万円になります。

介護サービス等諸費につきましては、全体では259万3,000円の減額ですが、5の施設介護サービス給付費は、島外施設利用者が微増している関係もあり、521万5,000円を増額しております。

11ページをお願いします。

4の高額介護サービス等費、6の特定入所者介護サービス等費につきましても、今月支払い時点での給付実績から増額補正しております。高額の方の受給者数に関しましては約160名、特定入所者介護サービスを利用されている方は約140名ほどいらっしゃいます。

12ページをお願いします。

6の地域支援事業費につきましても、実績見込みから247万3,000円を減額し、補正後の額は2,963万2,000円になります。

13ページの包括的支援事業等費につきましては、地域包括支援センター委託料の減のほか、任意事業費の介護用品支給事業も実績から減額しております。

介護用品となりますおむつ代の支給につきましては、今年度61名の方が認定を受けました。しかしながら、死亡等により、直近では46名の方が受給しております。受給者数に関しましては、前年の同時期とほぼ同数となっております。

以上、歳出合計、補正前の額10億4,054万6,000円、補正額787万円の減、合計10億3,267万6,000円です。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第38号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第39号 平成27年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの同じ書類番号19番の黄色い色の次、介護保険の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第39号 平成27年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ134万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,538万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

歳入について、款の補正額を中心に説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料419万円の減。所得変更による保険料額の更正により増と減があり、合わせますと減となります。

その下、3款繰入金336万4,000円の増。12月までの医療費実績に基づき、広域連合に町の応分負担分を納めるため、一般会計から繰り入れします。

次のページをお願いいたします。

5款諸収入217万4,000円の増。広域連合からの前年度確定通知により、保険料の精算等を行うものでございます。

一番下、歳入合計、補正前1億8,403万2,000円、補正額134万8,000円の増、計1億8,538万円。

下のページ、7ページをお願いいたします。

歳出についても、補正額を中心に説明させていただきます。

1款総務費53万7,000円の減。旅費等の減でございます。

3款広域連合納付金12万2,000円の増。12月までの医療費実績に基づいて広域連合へ納付いたします。

次のページをお願いいたします。

4款保健事業費41万1,000円の減。健康診査の実績に基づいて、当初予算から減額いたします。

その下、5款諸支出金217万6,000円の増。一般会計へ繰り戻すものでございます。

下、6款予備費2,000円の減。

一番下、歳出合計、補正前の額1億8,403万2,000円、補正額134万8,000円の増、計1億8,538万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第39号 平成27年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第11、議案第40号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) ただいまの後期、ピンクの次のページになります。

1ページをお願いいたします。

議案第40号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,599万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,190万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

同様に、歳入についても款の補正額を中心に説明させていただきます。

1款国民健康保険税2,572万6,000円の減。被保険者数の減と所得の減のほか、収納率、当

初94%を目標としておりますが、実績数値プラスアルファを見込み、マイナス2%とし、92%としますので減額となります。

次のページをお願いいたします。

3款国庫支出金951万3,000円の減。医療費の実績に基づき、1項の国庫負担分が減となりますが、2項の補助金は過年度分の収納率の実績に基づいて、当初より増額となります。

その下、4款療養給付費等交付金109万7,000円の減。サラリーマンや公務員出身者の65歳までの医療費実績に基づいて減額いたします。

次のページ、下ページですね。

6款都支出金4,932万円の増。増要因は主に2項都補助金ですが、2年前からの収納率が高くなったため増となります。

その下、7款共同事業交付金4,091万円の減。1月から12月までの医療実績によりますが、80万以上の高額医療費を含め、医療費実績により減となります。

その下、9款繰入金1億円の増。先ほど企画財政課主幹からも説明がありましたが、一般会計から1億余りの赤字補填を増額して繰り入れます。今年度は合計で2億400万となります。

次のページをお願いいたします。

11款諸収入9,807万1,000円の減。延滞金による収入増のほか、一般会計から1億ほど繰り入れましたので、収支均衡のための雑入を減額いたします。

一番下、歳入合計、補正前18億5,790万1,000円、補正額2,599万7,000円の減、計18億3,190万4,000円。

次のページ、下のページの歳出をお願いいたします。

歳出についても、款の補正額を中心に説明させていただきます。

1款総務費332万5,000円の減で、主に人件費の減でございます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費1,235万7,000円の減。退職被保険者の高額療養費を含め、医療費の実績見込みにより減額いたします。

下のページ、次のページの下側のほう、お願いいたします。

3款後期高齢者支援金等1万3,000円の減。確定通知によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款介護納付金19万9,000円の減。同じく確定通知によります。

その下、7款共同事業拠出金1,010万3,000円の減。当初予算で見込んだ数値を、医療費実績に基づき、歳入同様歳出も減といたします。

一番下、歳出合計、補正前18億5,790万1,000円、補正額2,599万7,000円の減、計18億3,190万4,000円。

補正予算の説明は以上となりますが、5月末の出納閉鎖時点までの各項目の実績数値は当然変動いたします。平成27年度決算において累積赤字分を解消できないことが明白でございます。その赤字分を翌28年度の国保予算から繰上充用という方法により処理しなければなりません。あらかじめ5月中に28年度国保会計予算を専決処分させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 歳入のほうなんだけれども、国のほうの補助金、また東京都の補助金が収納率が高くなって上がっているという説明がありましたけれども、過去、東京都の中で、区市町村の中でも最低レベルだったと思うんだけど、収納率は、今どこら辺の段階ですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、26年度までは、例えば都平均の同規模の町村の実績値ということで、市町村平均が91.21%。これは、過去5年間の収納率等を計算するものでございますが、それに対して当町、87.75%ということで、都の補助金は0でございました。

27年度におきましては、市町村平均が92.45%に対し、八丈町は94.74%ということで、プラスの2.29ポイント高いということで、一般保険者3,620名を掛けまして、係数等がありますので補助金額としては約900万円、収納率が上がったことによって都の補助金だけでプラスとなっております。そのほかに、都財政調整交付金、国の財政調整交付金にも同様な項目数値がありますので、波及的にはかなりの額が、収納率が上がったことによって高くなるということでございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） やればできるじゃないですかと言いたいんだけど、町村ではどうですか。島嶼の中ではどれぐらい。急なあれだったので、もしだめだったらいいけれども。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 集計にタイムラグが生じて、1月末の時点で申し上げますと、東京都の13町村の中で現年度で10番、滞納分で5番、合計で10番ということになっております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） まだまだ、本当に努力する枠がたくさんあると思うんで、せっかく0がこれだけ補助金が出るようになったわけですから、ぜひとも努力して、一番になるように頑張ってもらいたいと思いますので。徴収係だけじゃなくて、町を挙げて、執行部を挙げてやっていただきたいと思いますので、町長、何か一言あれば。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 本当に、住民から私のところへは結構来ます。町長、厳し過ぎるということでも来ますけれども、話してみると、自分たちでやっぱり納めないほうが悪いと言って帰りますけれども、そういうことで頑張っておりますので。

これは国保だけじゃなくて、いろんな使用料についても毎月課長会議で報告し合いまして、お互いに切磋琢磨して徴収率を上げるようにしていますので、今後ともご支援よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） タイムスさんに七島新聞さんに、記者が来ておりますけれども、これ、今まで補助金的には0だったんだよな。ぜひともこういうことを記事に載せていただければうれしいなと思いますので、これは意見だけ。

○議長（土屋 博君） ほかに。

13番。

○13番（水野佳子君） 6番の雑入の件で伺いたいんですけれども、葬祭の関係なんですけど、先日憲春議員のほうからも火葬場を、火葬場じゃなくて葬祭場と書いたらどうかというような一般質問がありましたけれども、名前の変更は無理のようですけれども、今現在、島には葬祭場がありませんので自宅やお寺でできないということで、火葬場を現実に通夜、告別式に多くの住民の方が使って喜ばれているというか、あそこができてよかったというようなことで、そういう声を聞くんですけれども、余り多くはないほうがいいんですけれども、全体の火葬場を使う利用者の中で、例えば通夜、告別式にどれぐらいの方があそこを使っているかというようなことがわかりますでしょうか。割合といいますか、火葬として使うのと、そ

れから、その中で通夜、告別式の会場として火葬場を使っているというのが、実態がわかれば教えていただきたいのですが。

○議長（土屋 博君） ちょっと座っていただけますか。

本件については国保会計ですので、一般会計のときにこういうものは発言してよろしいですけれども。

（発言する者あり）

○13番（水野佳子君） 教えていただき、すみません。

（住民課長「26年度決算までだったら、きょう申し上げられます」の声あり）

○議長（土屋 博君） じゃ、認めてよろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） じゃ、全員そういうことですので、特別に。

それじゃ、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 火葬場の使用実績、国保の方だけということではなくて、例えば25年度30件の通夜の利用件数が、26年度は41件ということで伸びてございます。27年度は、申しわけございませんが、まだ決算数値は出ていませんので……。

○議長（土屋 博君） わかる数字だけでいい。

○13番（水野佳子君） ありがとうございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○13番（水野佳子君） はい、申しわけありません。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第40号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第41号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの国保の次、黄緑色の次のページになります。

1ページをお願いします。

議案第41号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ453万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,115万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入について、款の項目を中心に説明させていただきます。

1款分担金及び負担金41万6,000円の増。収納実績に基づいて計上してございます。未収入分は、27年度の設置分122万を合わせると約150万となります。

その下、4款都支出金11万4,000円の減。3月補正時の36基の基数は変更ございませんが、工事請負費の実績に基づいて減額いたします。

その下、5款繰入金423万7,000円の減。工事等の実績数値の減により、一般会計からの繰り入れを減額いたします。

その下、7款諸収入59万9,000円の減。3月20日現在、収納実績数値を計上してございます。未収入の増嵩経費は27年度、約256万を含めると約350万となります。

一番下、歳入合計、補正前9,569万2,000円、補正額453万4,000円の減、計9,115万8,000円。

下のページ、歳出をお願いいたします。

歳出につきましても、款の項目を中心に説明させていただきます。

1 款総務費 1 万 5,000 円の減。事務費等の減でございます。

2 款施設管理費 126 万 9,000 円の減。設置実績に基づいて、3 カ月に 1 回実施を行う保守点検委託料等を減額いたします。

その下、3 款施設整備費 325 万円の減。設置実績に基づいて、工事費等を減額いたします。

一番下、歳出合計、補正前 9,569 万 2,000 円、補正額 453 万 4,000 円の減、計 9,115 万 8,000 円。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10 番。

○10 番（奥山博文君） 課長、未収入の 300 万余りの原因というのかな、未収入がそれだけあるということは、これだけの予算規模で相当大変だと思うんだけど、要因みたいなものはどこにありますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、増嵩経費の 350 万ほどの未収入の内訳で、先ほど説明でも申し上げましたが、そのうち、まず 27 年度分、当年度分の 256 万ほどがございます。その分を除くと、24 年度 8 万 4,600 円、25 年度 70 万 950 円、26 年度 9 万 2,100 円ということでございます。

詳細につきましては、監査委員からの指摘事項にもございましたが、納付期限の捉え方の問題で、私どもが監査委員の指摘どおりで遅々としていると。私どもは私どもの概念で、住み始めてから 5 カ月後の検査、そこから分担金の発生がというような考え方だったんですが、監査委員からの指摘では、やはり竣工が終わった時点では、その新居に入居してもしなくても、工事期からカウントするべきではないかということで、27 年度からそれを直しているということでございます。

27 年度の現年の 256 万に対しては、まだ納期限が来ていないということでご理解をお願いします。

（奥山（博）議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第41号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、議案第42号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、書類番号20をお願いいたします。

水道事業会計補正予算ですが、1ページをお願いいたします。

議案第42号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成27年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いいたします。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

収入、1、水道事業収益365万5,000円の増。営業収益でございますが、800万の減となっておりますが、こちらは給水収益、水道料金収入の減によるものでございます。

2、営業外収益165万5,000円の増。こちらは、雑収益の貸倒引当金戻入益、それから一般会計補助金の減と、3の長期前受金戻入の増というところで、165万5,000円の増となっております。

3、特別利益、こちらは一般会計補助金の特別補助金1,000万円の増となっております。

下のページ、支出でございます。

1、水道事業費用は1,068万円の増。

営業費用19万9,000円の減。こちらにつきましては、配水及び給水費のFOMA回線、それから中央監視の回線の使用料が増となっております。

それから、5の総係費でございますが、不納欠損分の貸倒引当金繰入額、こちらのほうが増となっております。

6の減価償却費でございますが、有形固定資産減価償却費が減となっております。

2の営業外費用41万円の増。こちらは消費税納付額の増でございます。

次のページをお願いいたします。

特別損失、固定資産除却費でございますが1,046万9,000円の増。固定資産除却費でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

1、資本的支出489万3,000円の減。建設改良費489万3,000円の減でございますが、これは2の坂下地区上水道整備費、それから3の坂上地区簡易水道整備費の工事請負費、両方とも工事請負費の入札差金の減額というところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第42号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、議案第43号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運

送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、一般旅客自動車運送事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

青いページ、2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

議案第43号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いいたします。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入、1、自動車運送事業収益1,500万円の減。

1、営業収益でございますが2,700万円の減。こちらにつきましては、1、運送収益の貸し切り及び乗合収入の減によるものでございます。

2、営業外収益1,200万円の増。こちらにつきましては、一般会計からの運営費補助の増額でございます。

次に支出、1、自動車運送事業費用142万5,000円の減。

2、営業外費用でございますが、142万5,000円の減。こちらは消費税の納付額の減によるものでございます。

以上で、一般旅客自動車運送事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） どころというわけではないんですが、去年、ことしとかいろいろバスの事故が本州のほうでいろいろあるんですが、そうすると、いろいろ国とかから指導が入った

りするかと思うんですが、八丈町の場合、何かそういう指導とかは入っていますか。もちろん、八丈町に問題があるということではなくて、全体的に。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 今、私どもバスのほうでは、バス協会というところに実は加盟をしております、そのバス協会のほうからの一応そういった事故にまつわる指示といいますか、そういったところも来ております。安全を期して運行するというところでやってございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） その中で、よく割引とかお金を、過度な割引をしないというような話があると思うんですけれども、3割補助とかいろいろありますが、その辺で何か問題とか、そういうことは起きていないですね。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 前にもお話ししましたように、新しい運賃制度になりまして料金が変わりました。それにつきましては、安くなっている部分も実はございまして、それはきちんと法にのっとりまして料金を示しております。それに伴って料金を納めていただいているというところで、私どものほうで割引をしているというところはございません。

ただ、3割補助につきましては、産業観光課のほうからお出しをしているというところがございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 事業収益のところになるんだと思いますけれども、BU・S・PAが始まってから、大体今までどのくらい利用数があるかを教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） BU・S・PA、27年度はまだちょっと終わっておりませんのであれなんです、実のところ、28年度、4月1日から今度BU・S・PAのほう、ザ・BOONが入るようになるということで、実はBU・S・PAをつくり直しました。これだけで足りるだろうということで3月分を見込んでいたんですが、実はBU・S・PAにつきましてはそれが売り切れてしまうほど、今現在3月におきましては、たくさんの方にご利用いただいている状況でございます。

26年度におきましては、1,574枚が発行されております。こちらにつきましては、もちろ

んバスと、あとは福祉健康課、温泉のほうの施設との半分ずつということでやってございます。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第43号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、議案第44号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、病院事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

ピンク色のページ、2枚めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

議案第44号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成27年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いします。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

収入でございます。1、病院事業収益4,032万4,000円の減。医業収益1億6,000万円の減。

こちらは入院収益の減によるものでございます。

2、医業外収益1億1,967万6,000円の増。こちらは、一般会計の負担金、つまりこれは企業債償還利息の負担金の減によるものでございます。それから、一般会計補助金でございますが、こちらが運営費の補助といたしまして1億2,000万円の増と、それから長期前受金戻入におきましては12万7,000円の増となっております。

下のページでございます。

支出、病院事業費用177万7,000円の増。

医業費用でございますが、122万4,000円の増でございます。資産減耗費、棚卸資産減耗費の増によるものでございます。

2、医業外費用でございますが1万8,000円の増。こちらにつきましては、消費税納付額の増。

それから、次に3、特別損失でございますが、固定資産の除却費で53万5,000円の増となっております。

資本的収入及び支出。

支出でございます。資本的支出129万1,000円の減。こちらにつきましては建設改良費129万1,000円の減でございますが、こちらにつきましては、建物整備費、設計委託、それから次の10ページの工事請負費の差金の減額によるものでございます。あと、固定資産購入費につきましても契約の差金等での減額、それから工事請負費につきましても契約の差金の減額というところでございます。

以上で、病院事業会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第15、議案第44号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第16、議案第45号 八丈町辺地総合整備計画の策定についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(菊池正勝君) 書類番号21をお願いいたします。

議案第45号 八丈町辺地総合整備計画の策定について。

上記議案を提出する。

平成28年3月30日、提出者、八丈町長、山下奉也。

裏面をお願いいたします。

八丈町辺地総合整備計画の策定について。

八丈町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求めます。

説明。辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本案を提出します。

次ページ以降に総合整備計画があるんですけども、こちら、朗読を省略させていただきます。内容についてご説明いたします。

町が公共施設の整備を実施するとき、財政上の都合によりまして地方債を起すわけですが、この地方債の一つに辺地対策事業債があります。この辺地対策事業債は、毎年元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される大変有利な地方債であります。この辺地対策事業債を起すためには、法律に基づき公共施設の総合整備計画を定め、東京都知事との協議後、議会の議決を経て、総務大臣に提出することとなっております。

まず、この整備計画を策定するための辺地の条件ですが、辺地度点数算定表による点数が100点以上の地域であります。八丈町の場合、議案のとおり、後で見ただけであればいいと思うんですが、三根の178点から末吉の300点までとなっております。

次に、辺地対策事業に該当する公共的施設ですが、道路、農道、林道、教育文化施設、保育所、消防施設、農林水産業の近代化施設、地場産業振興施設、観光レクリエーション施設など、23の施設を法律及び施行令で定めております。

八丈町の28年度の事業ですが、書類の7ページから11ページに記載されているとおり、町道改良事業8路線、橋梁かけ替え事業1カ所、三根公民館建設事業を予定しております。

借入れの総額ですが、最高で3億250万円となっております。これにつきましては、これで借入れが決まっているというものではなくて、この計画を策定して提出後、こちらを申請して、審査を経て決定されるということになっております。

このようなことで辺地総合整備計画を策定いたしましたので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ちょっと時間を置きます。ゆっくり見てください。

（発言する者多し）

○議長（土屋 博君） 来年度からのあれですからよく見て、お金もかかるようですので。

申しわけありませんが継続して、もう少しですので。

（事務局長「多分終わらないと思うので、早目に終わって休憩時間を長めにとってもらったほうがいいかと思います」の声あり）

○議長（土屋 博君） どっちがいいでしょう。ちょっと休憩してご相談します。

（午前11時21分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前11時22分）

○議長（土屋 博君） 質疑をお受けします。いいですか。

じゃ、これは計画ですので。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第16、議案第45号 八丈町辺地総合整備計画の策定については原案どおり可決いたしました。

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第17……。

(奥山(博)議員「これで終わりにしておこう、あと1個あるんだ」
の声あり)

○議長(土屋 博君) そうしますか。

じゃ、皆さんがそう言うようですので、休憩します。午後1時から再開いたします。

(午前11時23分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

◎発委第1号の上程、説明、質疑

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第17、発委第1号 八丈町議会航空運賃特別委員会の審査報告についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

航空運賃特別委員会委員長、菊池睦男氏、ご登壇願います。

(航空運賃特別委員会委員長 菊池睦男君 登壇)

○航空運賃特別委員会委員長(菊池睦男君) 午後からの最初で最後の議案になりました。

八丈町議会航空運賃特別委員会の審査報告を行います。

既に皆さん、お目通しのところではございますが、またせんだってタイムスにも非常にコンパクトに記事が載ってございましたので、皆さんよくご理解のところではございますが、この場では要点に絞って若干の報告をさせていただきます。

八丈町議会航空運賃特別委員会の審査報告について。

このことについて、地方自治法第109条第4項及び八丈町議会委員会条例第4条により調査、研究、審査を進めてまいりましたが、航空運賃特別委員会設置に関する決議に係る目的を完了しましたので、下記のとおり報告いたします。

航空運賃特別委員会の報告書がお手元にあるかと思えます。

10ページになりますが、私どもは国交省、東京都並びに全日空の3所の調査を進めてまいりました。調査については、国交省は私が、東京都については山下議員が、全日空については岩崎議員が進行係を務めました。

10ページ最初の国交省に関する調査でございますが、3分の1の上ぐらいのところから書いておりますが、調査項目の1番目は、離島振興法第12条に「人の往来に要する費用の低廉化の施策の充実に特別の配慮をするものとする」とあるわけです。そして、具体的には離島活性化交付金があるわけですが、これが余り支援策になっていない。したがって、市場原理に委ねられるということで航空運賃が上がるわけですが、私どもとしてはそれを非常に不安視している。国交省さんとしては、そこをどのように把握されているのか。どうしたらよいのかサジェスションしていただき、一緒に考えていきたいと思えますというふうに最初述べました。

国交省の離島振興課並びに航空局は、その下に書いてあるわけですが、航空局さんの補助事業ということで、運賃の低減については既に措置されている、そして対応済みだという、いわばつれない対応なんです。言外に、これ以上何をやれと言うのかと、あたかもそういうことを言っているような、つれない返事でございます。

私は、法や制度の仕組みをおっしゃって、措置をしている、対応済みだと言うんだけど、現場のほうでは昨年、一昨年連続して値段が上がっている。そして、三宅、大島では減便になっている。そのところに非常に危惧を感じるんだと、法や制度以外の面で、支援をできる可能性はないかということを考えているんですということを言ったら、じゃ、それは具体的にどういうことですかという質問がありました。

例えば、太田大臣が見えたんだけど、航空運賃のことについて国が支援することは当然であると、八丈島のための手助けをしたいと、それから、全日空にも申し入れると、そういうことをおっしゃられているわけです。そこいらあたりに一縷の望みとか、救いがないのかというふうに訴えました。情実に訴える、からめ手でいったわけです。

さすがに国のほうも、最初のように、措置はしている、対応済みだと、そういう冷たい対応ではなく、ちょっと言葉が一瞬言いよどんだようではございます。こういうことがございました。しかし、国の対応はここまでの程度でしたね。

それから、これだけではなくて、公明党さんのシンポジウムがございました。そのときに私も参加させていただいたんですが、そのときに遠山大臣がお見えになりまして、私が航空

運賃の特別委員会の委員長であるということを知っての上で、実は、八丈島の航空路線というのはそんなに高いんじゃないです、中ぐらいかなという、そういうお言葉がありました。

それから、離島振興協議会のほうにも行きましたが、そこでも小島会長ですか、全離島の代表の方が、航空運賃というのはいろいろな絡みがあるから、そういう中でやっていかないと、なかなか解決できるものではありませんというようなことをおっしゃったんですね。ですから、こういったことを聞いたときに、なかなか国交省、国の法律や制度のもとで航空運賃を安くするということが難しいんだなということを、現場で感じたわけです。

それから、13ページをお開きいただきたいんですが、上から2番目の赤字路線の運航費補助、これは何路線ぐらいあるのかということをお聞きしたら、大体40か50、離島航路はあると思うんですが、そのうち18が赤字路線であると。八丈も含めて大体5億五、六千万円の赤字になっているということがわかりました。

それから、15ページなんですが、3分の1上あたりなんですが、3便ルール、1便ルールというルールがあります。一番下なんですが、国交省の離島振興課は、やはり岩崎議員の、少便数路線を守るための1便、3便ルールというのがあって、そうそう簡単にこの便数を減らさせないと、国もそういうルールがありますよということなんです。

一番下に、今のところはそういう方策でやっていって、今のところ変えるつもりはありません。減らすという計画も聞いていない。八丈については、大島は9割方、船だという話を聞いていますが、そういうところと違うのではないかということで、やはり八丈島の条件、事情、特殊性というものを把握しているというふうに感じて、やっぱりこのルールに依拠して、便数を減らすなということをお聞きして、当然これを根拠にして言う必要があるだろうというふうにお聞きしております。

それから、21ページをお開きいただきたいんですが、ここでは、上から2番目ですが、いろいろ国には補助金とか支援のメニューはあるんだけど、それをどのように具体的に実現するかということは、協議会でないと申請できないということになっているんです。あくまでも協議会という形をつくって、地域の観光業者が一丸となって取り組んでいくということが重要となってくるということでもあります。

したがって、一団体で、あるいは一事業者、一個人が言ったって国の支援策は用意されていないということでもありますので、どうしても国のそういう支援を得るということであるなら、観光関連業者、あるいは料飲組合であるとか、タクシーの業者であるとか、いろいろな組合が協議会をつくって、そうして折衝しないと補助金とか事業支援を受けることはできな

いということがわかりました。

それから、東京都についての調査の中の特徴的なことを一、二申し上げますが、25ページにあります、離島航空路地域協議会です。この協議会がもっともっと実効あるような協議会で、低廉な航空運賃、それから便数を確保する、そういうことを主要議題として東京都主導で進めてもらいたいということを言いました。

担当者は「協議会の場で取り上げることは大事なことと思うが、何より制度の壁があって中々議論が進まない。町の執行部、東京都、航空会社、国の四者で知恵を出し合っていくことが必要だ。特に町の事務方とは連携を進めていきたい」という回答をしております。

それから、33ページになるんですが、東京都の離島の観光に取り組む姿勢ですが、ちょうど真ん中あたりにありますが、東京都の観光関連に対する予算は数年前までは20億から30億だった。それがことしは10倍以上になって230億になったというんです。その下にも書いてありますが、来年度についてはまだ予算は確定していないが、ぜひご提案をいただきたいということです。東京都は、やっぱり潤沢な観光に対する予算を準備して、その提案を待っているんじゃないかというふうにお見受けしたわけです。したがって、積極的な予算獲得のための事業の提案は必要だろうというふうに思っております。

それから、次に34ページ、これは全日空の調査になります。

当初、私たちはMR Jが導入されるのではないかとということでいろいろ心配もしたんですが、それは採用しないということで、これは全くの取り越し苦労であったということです。

次に、36ページの真ん中あたりに、全日空の赤字がどれぐらいあるのかと。そうしたら、売り上げが21億円あって3億ぐらいの赤字だというのが全日空側の答弁でございました。

そして、損益分岐点。これが、搭乗率が70から75あたりだというふうに言って、それを書いてあるんだけど、ちょっとこれはざっくりした担当者の回答で、まさかここまでではないというふうに感じられます。

それから、38ページに移りますが、真ん中あたりです。5番についてあるんですが、他の路線は正規料金から十二、三%引いた往復割引運賃になっている。八丈島は36%安くなっているということで、これはもう全日空の中ではどこの路線にもない、3倍ぐらいの割引率で八丈島は運航されているということです。したがって、往復運賃が余りに安いので、旅行系の運賃のそういう券が余り売れない。旅行商品の伸びが落ち込んでいるのが八丈島の路線としての課題だということを述べておりました。

それから、6番目にあるわけですが、全日空との定期協議会の設定を検討してくださいと

いうふうに言いました。これについては、全日空には路線の窓口と営業の窓口があって、路線の窓口ということでは、どこの自治体ともそういう話し合いはしていないと。

しかしながら、営業の窓口があるんだけど、こちらのほうについては役場との関係の中で、日常的なコミュニケーションを持っていただければありがたいというふうに言っているわけですから、随時、今後八丈町は搭乗客を増やすためのいろいろな施策をとっていくわけですから、僕は当局が全日空に行って意見交換を常にやっていくという姿勢が必要じゃないかというふうに思っております。

それから、真ん中から下なんですけれども、八丈航空路線の低廉な運賃と便数確保をするためには、どうしたら実現できるのか、ご意見をお聞かせくださいというふうに質問しました。そうしたら、違った魅力を掘り起こして発信して、それを需要につなげるという全体的なプロモーションに我々も一緒に何かできることはないかなと、八丈島さんと一緒になって、そういうことを思っている。全体的な需要を掘り出すような動きのところが一番課題があるかと考えるというような答弁でございました。

今、国交省と東京都と全日空の一番大事な中身のところをご紹介したんですけれども、この調査のQアンドAは、私たちは読んでためになる資料的な価値を持たせようということを考えました。2番目には、そのために主観を排して、編集をしない、省略をしないということをお話しました。

結果は、時間に追われたりして精査ができなかったために、ワープロでの変換ミス of 初歩的なミスプリも見受けられますが、その点をご容赦いただきたいと思います。

次に、シンポジウムのまとめ、シンポジウムのアンケート、それからシンポジウム参加者の感想をずっと書いております。

これが報告書の第1の柱でございます。

その緑の色紙、これから後は搭乗客を増やすための提言として、7つのカテゴリー項目で提言しております。これは52ページからです。

スポーツ関係、これは八丈町の今、観光の大きな柱になっているところだと思うんですが、これに関しての問題提起、提案をしております。それから、自然体験型観光、情報発信、インバウンド、どれも今非常にタイムリーな問題提起になっているというふうに思います。

それから、食材自給のことについても取り上げております。これは「うんまけ食材作ろごん」ということで、八丈島でもそういう可能性はあるんじゃないかというところから提案しております。

それから、観光資源の発掘ということで、「八丈観光百科典」を発行したらどうかとか、未発掘の観光資源のブラッシュアップをする。例えばムーンロードの提案とか、人文的観光資源に光を当てて観光資源を発掘すべきじゃないかということ。

それから最後に、担い手育成という提案、提起がございます。

最後のページになるわけですが、いろいろこのように提案して、観光振興を強力に推進する組織のあり方ということなんですが、誰が旗振り役になって、誰がリーダーシップをとって進めていくのかという問題でございます。これについては、明確にこういうふうにするべきだという提案まではし切れなかったんですが、その中で出た2つの意見だけをそこにお出ししております。

1つは、観光協会を内部的に自己変革して、そして特別職である副町長、あるいは企業管理者を観光協会長として抜本的な政策転換を求めるという、観光協会を自己変革していこうという意見であります。

それからもう一つは、八丈航空路を守り発展させる会という会を組織して、やっぱり八丈の観光のために一肌脱ぎたいという人材を町民の中から発掘して、その人たちに委ねると。先ほど言ったような八丈島観光協議会という組織化が図られなければ、国の補助金も支援も受けられないんですということを指摘したいというふうに思っております。

この報告書は、八丈航空路の改革の処方箋、悪天候を乗り切るチャートになり得るものだろうというふうに私ども特別委員会は思って、この報告書をまとめさせていただきました。

最後に、議長には大変お世話になりました。そしてまた、私たちの活動をしっかり支えていただいた事務局には感謝いたしたいというふうに思っております。

以上が、委員長の報告書についてのご報告であります。

○議長（土屋 博君） ただいま、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 一番最後のページ、63ページなんだけれども、観光協会に対する意見というのが出ておりますよね。観光協会というのはあくまでも住民側のほうであって、ここに協会長を町の執行部から入れるなんていう発想が、まず私には全然わからないんだよ。そうすれば、もう協会も町の観光課も行政がやることになってしまう。これは絶対にあってはならんことであって、その後の会がありますよね、八丈航空路を守り発展させる会。これは仮称でありますけれども、片一方でこっちは民間からという形になっているんだけれども、

私自身は、この観光協会に対する意見、これがどうも納得できない。どこからこういう発想が出てきたのか、お伺いしたい。

○議長（土屋 博君） 委員長。

○航空運賃特別委員会委員長（菊池睦男君） 実は、これはやっぱり委員の中でも議論になったところなんです、例えば箱根の観光協会というのがあるんだけど、ここの観光協会長は、町ですか、行政当局のトップがなっているという話なんです。だから、ああ、そうかと、そういうことがあるなら、やっぱり根拠に基づいてやっているんだらうから、そのところは調べるまでには至らなかったんですが、それはできない話ではないのか……。

○10番（奥山博文君） ちゃんと調べていないんですよね。箱根、そこはちゃんと調べていないでしょう。

○航空運賃特別委員会委員長（菊池睦男君） いや、私たちは視察に行って……。

○10番（奥山博文君） 箱根まで。

○航空運賃特別委員会委員長（菊池睦男君） ええ。そういう話も聞いているから、ああそうかと。それなりの方法はあるのかなというふうに思ったんです。

私も確かに、観光協会の選挙権、被選挙権ということもあるわけだから、三役の方がそういう権限があるのかということも内心思っていたんですけども、しかし、これは意見として……

○10番（奥山博文君） 個人的なあれになっているから。

○航空運賃特別委員会委員長（菊池睦男君） 意見として出させてもらったということです。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 私も、この会の活動に対しては、調査については十分よくやってくださったなという感想を持っていますし、全体としては賛成なんですけれども、やはり最後の部分の会をつくるということなんです、この特別委員会をつくる前の経緯ですけれども、本来航空路の改善については経済企業委員会が担うべきものじゃないかなと常々思っていたので、本来の仕事を経済企業委員会が担って、今まで経済企業委員会というのは航空運賃については活動していなかったわけですから、今後は経済企業委員会が中心となってやっていただいて、その結果を踏まえて、住民に対する声かけとか、そういうのをまずしていただきたいなど、順序がそうあってほしいなと思っています。全体については賛成です。

○議長（土屋 博君） 委員長、答弁してください。

○航空運賃特別委員会委員長（菊池睦男君）　そうですね、そういうことに関しては、もう発足の当初からいろいろ議論はあったわけですね。だがしかし、常任委員会の経済企業委員会と、特別委員会のある特定の目的を持って調査活動を進める特別委員会とは、おのずと役割は別のところがあると、これは前段なんですけれども、そこで、もう私たちは3月10日で報告を出して解散したわけです。出した報告書を、このまま実行もしないでたなざらしにするんだったら、こんなのは意味のない話です。

それぞれ5人の人たちは、一人の議員に戻って、それぞれが事業もやっていたらいいわけだから、この報告の中身で今後活動していくということを誓い合ったわけなんですけれども、議会全体からしてみれば、やっぱり最初おっしゃったような常任委員会の経済企業委員会のほうで、この報告書をやっぱり絶えずひもときながらやっていただきたいなという気持ちは持っています。

○議長（土屋 博君）　ほかにごいませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君）　委員の方々に申し上げます。

討論はございませんので、質疑の時間に質問をすとか、そういうことでよろしく願います。あくまでも報告書です。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君）　なければ、退席願います。

質疑を終結いたします。

以上で、日程第17、発委第1号 八丈町議会航空運賃特別委員会の審査報告についてを終了いたします。

なお、報告書の提出をもちまして、航空運賃特別委員会の調査活動は終了いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君）　続いて、日程第18、発議第1号 低廉な航空運賃と便数を確保するための決議を上程いたします。

提出者、7番、菊池睦男君、ご登壇願います。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君）　では、決議案を朗読して提案にかえたいと思います。

発議第1号 低廉な航空運賃と便数を確保するための決議。

上記の決議を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年3月30日、提出者、八丈町議会議員、菊池睦男。

賛成者、八丈町議会議員 浅沼憲春、同 山下 崇、同 岩崎由美、同 水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

低廉な航空運賃と便数を確保するための決議。

低廉な航空運賃と便数を確保して八丈島航空路線を守ることは八丈島にとって死活問題である。全日空は平成26年7月に2,700円値上げし、平成27年3月さらに600円値上げして、往復割引運賃制度を利用しても3万円を超えることになった。

新航空法の下では、航空事業者は、運賃値上げも航空路線の廃止も、一方的な届出制で行えるようになり、搭乗客が減り続け赤字額が増えるのにこのまま何もしなければ更なる値上げか、大島、三宅島のように減便になり、または機種的小型化も避けられなくなることが予想される。

平成25年に改定された離島振興法は「第1条 目的」で「人の往来、生活物資等の輸送費用が多額であることの改善」をして、「人口減少の防止」「定住の促進」を国の責務としている。また、同法第12条では「航空運賃の低廉化」が謳われている。よって国には法の趣旨に則って八丈島航空路線の航空運賃が低廉化し、便数確保に資するための実効ある施策を望むものである。

次に重要な点は、搭乗客増加のために地元の八丈町が果たすべき役割である。『抜本的な観光客受け入れ体制を充実する』ために、住民、各種団体、観光関連自営業者、八丈町、町議会が一体となって島ぐるみの“オール八丈体制”で「航空運賃特別委員会報告」に明らかにされている課題実現のために取り組むことを明確にするものである。

以上、決議する。

平成28年3月30日、八丈町議会。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第18、発議第1号 低廉な航空運賃と便数を確保するための決議は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第19、発議第2号 低廉な航空運賃と便数を確保するための意見書を上程いたします。

提出者、7番、菊池睦男君、ご登壇願います。

(7番 菊池睦男君 登壇)

○7番(菊池睦男君) 発議第2号 低廉な航空運賃と便数を確保するための意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年3月30日、提出者、八丈町議会議員、菊池睦男。

賛成者、八丈町議会議員 浅沼憲春、同 山下 崇、同 岩崎由美、同 水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

低廉な航空運賃と便数を確保するための意見書。

これは、前の決議文とほとんど変わっておりません。最後のところまでは全く同じでございます。

低廉な航空運賃と便数を確保して八丈島航空路線を守ることは八丈島にとって死活問題である。全日空は平成26年7月に2,700円値上げし、平成27年3月さらに600円値上げして、往復割引運賃制度を利用しても3万円を超えることになった。

新航空法の下では、航空事業者は、運賃値上げも航空路線の廃止も、一方的な届出制で行えるようになり、搭乗客が減り続け赤字額が増えるのにこのまま何もしなければ更なる値上げか、大島、三宅島のように減便になり、または機種的小型化も避けられなくなることが予想される。

平成25年に改定された離島振興法は「第1条 目的」で「人の往来、生活物資等の輸送費用が多額であることの改善」をして、「人口減少の防止」「定住の促進」を国の責務としている。また、同法第12条では「航空運賃の低廉化」が謳われている。よって国には法の趣旨に則って八丈島航空路線の航空運賃が低廉化し、便数確保に資するための実効ある施策を望むものである。

次に重要な点は、搭乗客増加のために地元の八丈町が果たすべき役割である。『抜本的な観光客受け入れ体制を充実する』ために、住民、各種団体、観光関連自営業者、八丈町、町議会が一体となって島ぐるみの“オール八丈体制”で「航空運賃特別委員会報告」に明らかにされている課題実現のために取り組むことは絶対的な必要条件である。

よって、八丈町議会は、八丈航空路を守るために行動する。関係諸機関の更なる支援を要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月30日、八丈町議会議長、土屋 博。

提出先、国土交通大臣殿、東京都知事殿、全日本空輸株式会社代表取締役社長殿。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 7番議員、そこでお立ちください。

説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） どうぞ。じゃ、ないようですので退席願います。

質疑ございませんね。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、発議第2号 低廉な航空運賃と便数を確保するための意見書は原案どおり可決いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第20、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと思いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第20、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、平成28年第一回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月30日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 小 川 一

署 名 議 員 山 下 巧